

宣誓制度利用により受けられる行政サービス(R6.1.1現在)

受領証等の提示により、受けられる主な行政サービス

No.	サービス名	サービスの内容・注意点	お問い合わせ先
1	市営住宅等の入居	宣誓をしたお二人は、市営住宅等の申し込み等ができます。	住宅課 224-7427
2	保育所等の利用	パートナーを保護者とした保育施設の入所申込が可能です。	保育・幼稚園課 224-8031
3	教育・保育給付認定申請(認可保育施設の利用申込含む)	保育所、認定こども園、一部の幼稚園、地域型保育事業等を利用するためには、市の「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。パートナーを保護者とした教育・保育給付認定申請ができます。 保育所等の利用の際は、パートナーについても保育を必要とする理由に該当することが必要です。 保育料等の算定の際は、パートナーの市町村民税所得割課税額も合算されます。	
4	施設等利用給付認定申請(幼児教育・保育の無償化認定申請)	幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、市の「施設等利用給付認定」を受けていただく必要があります。パートナーを保護者とした施設等利用給付認定申請ができます。 認定の区分によっては、パートナーの保育を必要とする理由や市町村民税所得割課税額の確認が必要になります。	

受領証等を提示することで委任状の作成が省略できる主な行政サービス

No.	サービス名	サービスの内容・注意点	お問い合わせ先
1	り災(届出)証明申請	パートナーは「り災証明書」の交付について、り災者本人の代わりに申請できます。 宣誓の有無に関わらず委任状があれば代理で申請することができますが、受領証等を提示すれば委任状に代えることができます。	(火災以外、住家以外) 危機管理防災課 224-5006 (火災以外、住家) 資産税課 224-7076 (火災) 消防局予防課 227-8001
2	救急搬送証明書	パートナーは救急自動車又はヘリコプター等で医療機関等に救急搬送された事実についての証明書の交付を、本人に代わり申請できます。	消防局警防課 227-8002

パートナーと同居していること等により受けられる主な行政サービス

No.	サービス名	サービスの内容・注意点	お問い合わせ先
1	死亡届出等について	同居していたパートナーは、亡くなったパートナーの死亡届出及び火葬場の使用許可申請ができます。なお、同居していなかった場合の申請については、市民窓口課までご相談ください。	市民窓口課 224-7938
2	生活保護で同一世帯として認定	パートナーも同一世帯として生活保護を申請することができます。	生活支援課 224-7529 福祉政策課篠ノ井分室 (篠ノ井支所内) 292-2596
3	母子健康手帳交付(申請、受領)	市内に住所を有する妊産婦で、妊娠届もしくは母子保健関係書類交付申請書を提出し、妊婦の身元確認ができた方に母子健康手帳を交付します。同一世帯のパートナーは、身元確認が出来れば代理申請ができます。	保健所健康課 226-9963
4	不妊に悩む方への特定治療支援事業	特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的としています。対象者に、パートナーも含まれます。 「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要です。申立書により、不妊治療の初日から申請日まで同一世帯であること、治療により出生した子の認知を行う意向であるかの確認が必要となります。	
5	放課後子ども総合プラン	同居するパートナーは放課後子ども総合プランに関する届出をすることができます。	こども政策課 224-6796
6	DV相談窓口の利用	生活の本拠を共にするパートナー等から暴力を受けた場合に利用できます。	子育て家庭福祉課 224-7062
7	犯罪被害者等支援金、犯罪被害者等日常生活支援助成金の申請	事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合は、犯罪被害者の遺族または家族として支援金、助成金の申請ができます。	人権・男女共同参画課 224-5032

<参考>

市職員の休暇制度等

No.	サービス名	サービスの内容・注意点	お問い合わせ先
1	職員の結婚等の休暇等	パートナーシップにある職員は、結婚に準ずるものとして結婚休暇、忌引き休暇、介護休業など(特別休暇)が取得できます。	職員課 224-5003

宣誓を必要としない主な行政サービス

No.	サービス名	サービスの内容・注意点	お問い合わせ先
1	個人市民税・県民税申告書の提出	パートナーは本人が作成した個人市民税・県民税申告書の提出ができます。	市民税課 224-8507
2	軽自動車税の身体障害者等に対する減免申請	障害者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。	市民税課 224-5017
3	障害者タクシー利用券交付申請	対象となる身体障害者手帳を所持する方について、パートナーは身体障害者手帳の持参と本人確認ができれば障害者タクシー利用券の代理申請ができます。	障害福祉課 224-5030
4	保育所の送迎	保護者は事前に利用園へ連絡をしてください。保護者と同様に送迎が可能です。	保育・幼稚園課 224-8032
5	救急車の利用(同乗)	パートナーは救急搬送される際、救急車に同乗することができます。	消防局警防課 227-8002
6	入院時の病状説明、面会及び入院による手術同意	パートナーは、入院時の病状説明、面会及び入院による手術同意について、他のご家族様同様に、一定の手続きをとっていただくことにより、家族同様に対応します。	長野市民病院 295-1199